

# 看護師特定行為の包括的同意について

特定行為とは、あらかじめ医師の指示に基づいて作成された手順書に準じて行われる看護師による診療の補助です。特定行為を行う看護師は、厚生労働省が規定する 300 時間以上の特別な研修を修了し、高度かつ専門的な知識と技術を身に付けています。医師と共に予め作成した手順書に従い患者様に対し、迅速かつタイムリーな医療を提供するために主に以下の行為を行っています。

当院で行っている特定行為

- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
- 気管カニューレ交換
- 末梢静脈型中心静脈留置カテーテルの挿入
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整/脱水症状に対する輸液による補正
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 褥瘡に対する陰圧閉鎖療法
- 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

特定行為の実施は、安全・安楽に十分配慮しながら行います。特定行為の実施に同意いただけない場合はご遠慮なくお申し出ください。患者様が治療および看護上の不利益を被ることは一切ありません。また、特定行為に関する質問やご相談は、西棟 2 階の患者相談室（地域連携室となり）にお問い合わせください。

